

一般廃棄物処分業許可証

住所 浜田市原井町957番地
氏名 有限会社 浜田浄化センター
代表取締役 大久保 敦司

第6条第3項
浜田市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例施行規則
第7条第1項 の
許可を受けた者であることを証する。

浜田市長 久保田章市 印



許可の年月日 令和2年2月26日

許可の有効期限 令和4年2月25日

1. 事業の範囲

浜田市が処理できない一般廃棄物（漂着物、事業系一般廃棄物、
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、
金属くず、ガラスくず等、がれき類）の中間処理（焼却・破碎処理）

2. 許可の条件

関係する法令、条例、規則を遵守すること

3. 許可の更新・変更の状況

平成15年4月16日新規許可

平成16年2月6日事業範囲変更（破碎行為の追加）

※廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、
金属くず、ガラスくず等、がれき類の破碎